

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	福島県事務委任規則の一部を改正する規則	四四
	福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則	四四
告 示		
	○県営土地改良事業計画を定めた件	四四七
	○県営土地改良事業計画を変更した件	四四七
	○保安林の指定をする件	四四七
	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件九件	四四六
公 告		
	○随意契約の相手方を決定した件	四五〇
	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	四五〇
	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	四五
正 誤		
	○令和七年九月二十四日付け定例第六百一十一号中	四五三

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十一号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第三十四号」の下に、「第四十二号(23)から(36)まで」を加え、同項

第四十二号中(2)の次に次のように加える。

- (23) 第四十条第一項の規定による申請の受理
- (24) 第四十一条の規定による認定
- (25) 第四十三条第一項の規定による通知
- (26) 第四十三条第二項の規定による通知
- (27) 第四十四条第一項の規定による変更の認定
- (28) 第四十四条第三項の規定による届出の受理
- (29) 第四十五条の規定による承認
- (30) 第五十条第一項の規定による承認
- (31) 第五十条第二項の規定による通知
- (32) 第五十四条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問
- (33) 第五十六条第一項及び第二項の規定による認定の取消し
- (34) 第五十六条第三項の規定による通知
- (35) 第五十六条第四項の規定による通知
- (36) 第五十八条の規定による援助

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第五十二号

福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和二年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六六十三条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録による契約の締結）

第六六十三条の二 契約権者は、契約を締結すべき相手方が確定し、契約書を作成すべきときであつて、知事が別に定めるときは、前条第一項の規定による契約書案二通の送付に代えて、知事が別に定めるところにより、契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）の案を作成し、相手方に送信することができる。

2 前項の規定により電子契約書の案の送信を受けた相手方は、知事が定めるところにより、当該電子契約書の案に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、契約権者に返信するものとする。

3 前項の規定により電子契約書の案の返信を受けた契約権者は、速やかに当該電子契約書の案に電子署名を行い、当該契約を確定させなければならない。

第六六十四条の見出し中「契約書」の下に「等」を加え、同条第一項中「契約書」の下に「（電子契約書を含む。以下「契約書等」という。）」を加え、同条第二項中「契約書」の下に「等」を加え、同条第三項中「契約書」の下に「等」を、「附属書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第六百六十五条（見出しを含む。）中「契約書」の下に「等」を加え、同条第一号中「請書」の下に「（請書の内容が記録され、相手方の電子署名が行われた電磁的記録を含む。以下「請書等」という。）」を加え、同条第二号中「請書」の下に「等」を加え、同条第九号中「、物資等の調達に関する協定等に基づいて物品を購入するとき」「災害時応援協定等に基づいて、食糧、物品若しくは備品の購入、物資の運搬、委託業務又は資機材の使用若しくは賃借を行うとき」に改める。

第二百七条第一項中「（特例政令第二条第五号の一連の調達契約（以下「一連の調達契約」という。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り二十四日前）」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（下水道課）

告 示

福島県告示第六百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、原地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業計画書の写し
 - 三 縦覧の期間
令和七年十月一日から
同 月二十日まで （二十日間）
 - 四 縦覧の場所
泉崎村役場
その他
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
- また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
- （農村計画課）

福島県告示第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、山口地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業変更計画書の写し
 - 三 縦覧の期間
令和七年十月一日から
同 月二十日まで （二十日間）
 - 四 縦覧の場所
田村市役所
その他
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
- また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
- （農村計画課）

福島県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林の所在場所
双葉郡浪江町大字請戸字北久保一、二二から一二四まで、一二六、一二七、字大師堂一の一八から一、二〇まで、六の四、七の二、八の三、九の二、一〇の一から一〇の五まで、一三の一、一三の二、一四の一から一四の七まで、一六の一、一六の二、一七の一、一八の一から一八の三まで、二二の二、二四の三、五四の二、五五の二、六六の二、七二の二、七三から七五まで、一二六の二、一三五の二、一三五の四、一五〇、一五二、一五三、字川原七の二、七の三、八の二、一〇の五、六〇の二、六四の一、六七、六七の二、六九の一、六九の二、七七、八〇、字芳崎一の二、二の一、二の三、三の二、三の三、四、五の一、五の二、六、九、一〇、一一の一、一三、一四、一八、二〇の一、二一の一、五七、五八、字本町一〇の一から一〇の三まで、一〇の六、一一の一、一二の一、一二の二、一四、一六から二〇まで、二二の一、二二の二、二二から二五まで、二六の一、二六の二、二八、三五、三六の一、五一
- 二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百三十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年八月十三日次のとおり指定した。

令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内堀 雅雄
 売りさばき所の名称
 及び所在地
 株式会社柵倉自動車

株式会社柵倉 東白川郡柵倉町大 令和七年一〇月一日から
 自動車学校 字柵倉字日向前二 令和一二二年九月三〇日まで
 学校 二〇番地の一 東白川郡柵倉町大字
 柵倉字日向前二二〇番地の一

(出納総務課)

福島県告示第六百三十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年八月二十日次のとおり指定した。

令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内堀 雅雄
 売りさばき所の名称
 及び所在地
 おうみや

三木 文男 伊達市梁川町字本 令和七年一〇月一日から
 町六四番地 令和一二二年九月三〇日まで
 伊達市梁川町字本町
 六四番地

株式会社フオ トイズジャパ 福島市曾根田町一 同
 番一八号 同
 福島市曾根田町一 番一八号
 ダイユーエ

安齋商事合資 伊達郡川俣町字五 同
 会社 百田一六番地の三
 伊達郡川俣町字五百田一六番地の三〇

佐々木 清 福島市瀬上町字東 同
 町一丁目一番六号 佐々木商店
 福島市瀬上町字東町一丁目一番六号

有限会社保原 伊達市保原町字泉 同
 自動車学校 町六五番地 有限会社保原自動車学校

一般社団法人 福島市町庭坂字大 同
 福島県交通安 原一番地の一 福島県警察福島運転免許センター売店

湯野川 政弘 福島市立子山字笠 同
 松五四番地の一 湯野川商店
 福島市立子山字笠松五四番地の一

(出納総務課)

福島県告示第六百三十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年八月二十一日次のとおり指定した。

令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内堀 雅雄
 売りさばき所の名称
 及び所在地
 アイランドネモト

根本 兼利 岩瀬郡鏡石町成田 令和七年一〇月一日から
 四九三番地 令和一二二年九月三〇日まで
 須賀川市志茂字六角
 六五番地 ながぬま
 ショッピングパーク
 アスク内

渡辺 三喜男 石川郡玉川村大字 同
 岩法寺字関根四番 同
 セブンイレブン石川南町店
 石川郡石川町字南町一一番地の二

(出納総務課)

福島県告示第六百三十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年八月二十二日次のとおり指定した。
令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

南会津地区交 南会津郡南会津町 令和七年一〇月一日から
通安全協会 田島字大坪五四番 令和一二二年九月三〇日まで
協会
会長 芳賀 地一 南会津郡南会津町田
島字大坪五四番地一
南会津警察署内
(出納総務課)

福島県告示第六百三十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年八月二十五日次のとおり指定した。
令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

株式会社原町 南相馬市原町区南 令和七年一〇月一日から
自動車教習所 町四丁目五〇番地 令和一二二年九月三〇日まで
教習所
南相馬市原町区南町
四丁目五〇番地
有限会社岩瀬米肥
須賀川市舘ヶ岡字町
尻五八番地一
(出納総務課)

福島県告示第六百三十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年八月二十七日次のとおり指定した。
令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

会津総合開発 喜多方市字西四ツ 令和七年一〇月一日から
株式会社 谷一八九番地 令和一二二年九月三〇日まで
河沼郡会津坂下町大
字福原字長泥八番地
(出納総務課)

福島県告示第六百三十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年八月二十八日次のとおり指定した。
令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

安藤 惠 福島市渡利字柗町 令和七年一〇月一日から
五九番地の二 令和一二二年九月三〇日まで
福島市渡利字柗町五
九番地の二
六戸商店

六戸 謙一 福島市方木田字葉
ノ木立二九番地の
一一
福島市方木田字葉ノ
木立二九番地の一一
有限会社おおいしや
福島市飯坂町平野字
原東二四番地の一
セブンイレブン福島
西中央五丁目店
福島市西中央五丁目
三三番地の三
福島さくら農業協同
組合 勿来支店
いわき市勿来町窪田
町通三丁目五一番地
(出納総務課)

石川 眞奈美 福島市飯坂町平野 同
字原東二四番地の
一

有限会社プロ・セール 福島市成川字成田 同
口一六番地の一二

福島さくら農 郡山市朝日二丁目 同
業協同組合 一四番七号

福島県告示第六百四十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年九月四日次のとおり指定した。
令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

株式会社北部 伊達市原島九五番 令和七年一〇月一日から
日本自動車学 地 令和一二二年九月三〇日まで
校 伊達市原島九五番地
(出納総務課)

福島県告示第六百四十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年九月九日次のとおり指定した。

令和七年九月三十日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

長島 則夫

福島市方木田字永
樋一四番地の八

令和七年一〇月一日から
令和一二年九月三〇日まで

長島商店

福島市方木田字永樋
一四番地の八

（出納総務課）

公 告

公告第185号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（税制改正等関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年9月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム改修業務（税制改正等関係） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年8月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
43,670,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（職員業務課）

公告第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津中央土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 白井 康友

同 佐瀬 宗司

同 成田 幸意

同 小山 要一

同 三澤 隆晴

同 菊地 傳

同 獨古 隆

同 齋藤 信次

同 古川 秀廣

同 二瓶 正照

同 川島 寛

同 阿部 清一

同 市川 聰

同 小久保 義直

同 渡部 吉榮

同 石井 之男

同 尾崎 純也

就任した役員

役別 氏名

理事 白井 康友

同 佐瀬 宗司

同 成田 幸意

同 小山 要一

同 三澤 隆晴

同 古川 秀廣

同 齋藤 信次

同 川島 寛

同 菊地 傳

同 市川 聰

住所

会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

同 市神指町大字南四合字深川八四番地

同 市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 市大戸町大字高川乙二〇七番地

同 河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地

同 会津若松市神指町上神指五六番地

同 市門田町大字徳久字竹之元五七八番地

同 河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七八九番地

同 会津若松市神指町横沼二四八番地

同 市神指町大字高久字高久一九九番地

同 市大戸町石村七八番地

同 市門田町大字堤沢字下村二〇番地

同 市門田町大字面川字館堀四三番地

同 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二二九番地

同 郡同 村大字三川字中台三三四番地

同 会津若松市神指町大字北四合字東川原八三番地の一

同 市門田町大字日吉字笹籬田一六番地

住所

会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

同 市神指町大字南四合字深川八四番地

同 市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 市大戸町大字高川乙二〇七番地

同 河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地

同 会津若松市神指町横沼二四八番地

同 河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七八九番地

同 会津若松市大戸町石村七八番地

同 市神指町上神指五六番地

同 市門田町大字面川字館堀四三番地

公告第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
そうま土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐畑 幸一

同 相馬市成田字大作一六番地

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 一朗

同 相馬市今田字大竹五六番地の一

公告第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和七年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
鹿島町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 濱田 早苗

同 南相馬市鹿島区西町一丁目四五番地

住所

同 南相馬市鹿島区西町一丁目四五番地

同 南相馬市鹿島区西町一丁目四五番地

同 南相馬市鹿島区西町一丁目四五番地

同 小久保 義直

同 小柳 孝男

同 永井 茂

同 渡部 政治

同 渡部 吉榮

同 土屋 隆

同 古沢 俊一

河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二二九番地

会津若松市門田町大字堤沢字道西五番地

市神指町大字高久字高久一六三番地

市門田町大字徳久字竹之元七七一七番地

河沼郡湯川村大字三川字中台三三四番地

会津若松市神指町東神指七八番地

市門田町大字中野字屋敷一六五番地

正 誤

（農村計画課）

（農村計画課）

（農村計画課）

○令和七年九月二十四日付け定例第六百一十一号中

四三四	ページ
上	段
九 前から	行
土地改良区連合	正
土地改良区	誤